

令和 8 年 4 月 1 4 日

住宅生産関係団体の長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課

溶剤等の安定的な供給確保について（周知及び依頼）

トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等（以下、「溶剤等」という。）の安定供給確保については、令和 8 年 4 月 8 日付「溶剤等の安定的な供給確保について（周知及び依頼）（(国住生第 28 号)」において、

- ・溶剤等の調達に関する供給事業者との丁寧な協議
 - ・「燃料油や石油製品等の供給に関する情報提供受付」の活用
- 等について、周知及び依頼を行ったところです。

今般、令和 8 年 4 月 10 日に開催された第 3 回中東情勢に関する関係閣僚会議において、高市内閣総理大臣より、燃料油や石油製品について、

「日本全体として必要な量を確保しておりますが、一方で、一部で『供給の偏り』や『流通の目詰まり』が生じていることから、(略)、医療、交通、食品、環境・衛生など国民の皆様の生活を支える分野でのお困りごと、政府一丸となって、一件一件、着実に解消してきました。しかしながら、まだまだ行き届いていないケースが見受けられます。

例えば、住宅建設や自動車整備などで使われる塗料用シンナーに対する供給不安の声も伺います。赤澤大臣と金子大臣は、川中のどこで目詰まりが発生しているのか特定の上、一刻も早く、総力を挙げて目詰まりを解消してください。」

との発言があったところです。

これを受け、令和 8 年 4 月 13 日付で経済産業省製造産業局長より溶剤等関係事業者に対し、あらためて溶剤等の安定供給、最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先にも対応を促すことなどを再度要請するとともに、

- ・川上側の石油化学企業において、シンナー原料となるトルエンやキシレンの国内向け供給は前年実績並に継続されている状況にあること
- ・川中の目詰まり箇所を特定すべく、塗料や溶剤等に関するサプライチェーンを遡りながら状況を確認したところ、目詰まり箇所を特定しつつあり、一部では目詰まり箇所を特定し実際に供給が確保できた事例もあること
- ・原料調達に課題が生じている場合には、それ自体を理由に即座に生産を抑制するのではなく、速やかに経済産業省や関係事業者への相談を行って頂きたいこと
- ・上記相談があった場合には、経済産業省において、個別具体的な調査の上、当該シンナー製造事業者に対して原料が確実に行き届くよう、サプライチェーン上の調整を行っていくこと

等について説明しております。

については、溶剤等を建設資材として調達する住宅関係業者におかれては、上述の要請を踏まえ、溶剤等の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について、供給事業者と丁寧に協議頂くとともに、必要に応じ、国土交通省が設置している「燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」及び経済産業省が設置している「石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付フォーム」を活用するなど、溶剤等の安定的な調達に関する取組に対しご協力を頂きますよう、お願いいたします。

なお、令和8年4月2日より国土交通省ホームページに設けております「中東情勢関連対策ワンストップポータル」において、中東情勢に伴う国土交通分野における対応状況について掲載しております。あわせてご活用いただきますようお願いいたします。

(参考)

国土交通省：「燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」

1. 情報提供の受付先

hqt-jutakuseisan★gxb.mlit.go.jp

〔★〕を〔@〕に置き換えてください。

2. 情報提供いただく内容

販売事業者名、対象製品、今後の調達見込み、その他の懸念事項等

3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、経済産業省や石油連盟及び全石連、日本化学工業協会、石油化学工業協会とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、確認をさせていただきます場合があります。

4. 留意点

国土交通省の窓口提供いただいた情報は、経済産業省の窓口と同報されないことから、経済産業省宛ての情報提供につきましては経済産業省の受付フォームをご活用ください。

経済産業省：「石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付フォーム

1. 情報提供の受付先

<https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/energysecurity/index.html>

2. 情報提供いただく内容

調達元、対象製品、今後の調達見込み

3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、石油連盟及び全石連、日本化学工業協会、石油化学工業協会とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、経済産業省より確認をさせていただきます場合があります。

4. 留意点

経済産業省に提供いただいた情報は、国土交通省の窓口と同報されないことから、国土交通省宛ての情報提供につきましては国土交通省の窓口をご活用ください。